

## 国民健康保険税の賦課

### 1 保険税の賦課

#### (1) 保険税額の決まり方

保険税の額は、その年に予測される国保事業に要する費用の総額から、受診の際に患者が負担する分と国などの負担金を除いた額を、税として加入者から徴収する分です。

#### ア 保険税の構成

保険税は次の三つにより構成されています。

- (ア) 医療給付費分(医療分) ----- 医療機関に支払う診療報酬分
- (イ) 後期高齢者支援金分 (支援分) ----- 後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が納める分
- (ウ) 介護納付金分(介護分) ----- 40歳から64歳までの方の介護保険料相当分

#### イ 賦課割合（応能・応益原則）

国保の保険税においては、応能原則（負担能力に応じた負担）と応益原則（受益に応じた負担）が採り入れられており、この2つの原則を組み合わせることで応能負担と応益負担に相当する項目に賦課総額を配分します。

この配分方式には、以下のような方法及び標準割合が示されています。

区分	応能負担	応益負担	
	所得割総額	均等割総額	平等割総額
医療分	50%	35%	15%
支援分	50%	35%	15%
介護分	50%	50%	—

医療分、支援分、介護分を合算しています。

#### (2) 税率について

令和3年度の税率

区分	所得割額	均等割額	平等割額	課税 限度額
医療分	6.30%	20,400円	15,600円	630,000円
支援分	2.50%	7,800円	6,600円	190,000円
介護分	1.85%	12,600円	—	170,000円

※ 所得割額は被保険者の総所得金額等から住民税の基礎控除額（43万円）を控除した金額に税率を乗じて計算しています。

(3) 均等割と平等割の減額

世帯主及び被保険者の所得の合計が一定額以下の場合、「均等割額」及び「平等割額」を減額します。

軽減割合	総所得金額等の合計額（軽減判定の基準所得）
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	基礎控除額+被保険者数×28.5万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	基礎控除額+被保険者数×52万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 65歳以上の年金所得のある者は、総所得金額の合計額から15万円を控除した額が基準所得となります。

(4) 後期高齢者医療制度創設に伴う保険税の減額など

平成20年4月以降、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになりました。それに伴って、国民健康保険に引き続き加入する方や新たに被保険者となる方の保険税負担が急に増えることのないように、保険税の減額や軽減判定を行います。

ア 平等割の減額

75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行することで国保の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割を半額に、6年目から8年目までの間は4分の1軽減します。

イ 軽減判定

均等割・平等割の軽減を受けている世帯について、75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行することで被保険者数が減少しても、旧国保被保険者（後期高齢者医療へ移行前は国民健康保険の被保険者だった方）の所得及び人数も含めて軽減判定を行います。これにより軽減基準に該当すれば、これまでと同様の軽減が受けられます。

ウ 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険税の減額

75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療に移行することで、その被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が新たに国保の被保険者となり、保険税を納めることになった場合、次の減額措置を行います。

(ア) 所得割の課税を免除

(イ) 7割又は5割の軽減に該当しない場合

- ・ 旧被扶養者に係る均等割を半額とする。
- ・ 旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割を半額とする。

※ (イ)については、国保加入後2年間のみの措置

(5) 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減

雇用主の都合により離職（非自発的失業）をし、国民健康保険へ加入する方について、前年の給与所得金額を30/100として国民健康保険税を算定します。

軽減期間は、離職日の翌日の属する年度の翌年度末までです。

(6) 保険税の納付方法

納付方法	納付回数	対象世帯
特別徴収 〔世帯主の年金から天引き〕	6回 4、6、8、10、12、2月の年金支給月	次のいずれにも該当する世帯 ・介護保険が年金から天引きされている。 ・世帯主が国民健康保険の被保険者である。 ・被保険者全員が65歳～75歳未満である。 ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。 ・国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない。
普通徴収 〔納付書又は口座振替〕	10回 6月（集合第1期） ～ 3月（集合第10期）	上記以外の世帯

## 2 令和3年度賦課状況（令和3年6月15日現在 本算定）

### （1）医療分

（単位：％・人・世帯・千円）

所得割額		均等割額		平等割額		算出税額 (A)
税率	税額	税率(円)	税額	税率(円)	税額	
		人数		世帯数		
6.3	252,149	20,400	165,628	15,600	81,124	498,901
		8,119		5,644		

低所得者軽減		限度額超過額		その他軽減		月割増減 (E)	減免税額 (F)	調定額 (A)-(B)-(C)- (D)-(E)-(F)
世帯数	軽減額 (B)	世帯数	軽減額 (C)	世帯数	軽減額 (D)			
被保険者数								
2,863	69,223	20	8,194	959	10,332	6,088	203	404,861
4,322								

### （2）支援分

所得割額		均等割額		平等割額		算出税額 (A)
税率	税額	税率(円)	税額	税率(円)	税額	
		人数		世帯数		
2.5	100,058	7,800	63,328	6,600	34,322	197,708
		8,119		5,644		

低所得者軽減		限度額超過額		その他軽減		月割増減 (E)	減免税額 (F)	調定額 (A)-(B)-(C)- (D)-(E)-(F)
世帯数	軽減額 (B)	世帯数	軽減額 (C)	世帯数	軽減額 (D)			
被保険者数								
2,863	27,450	47	5,310	959	4,073	2,447	81	158,347
4,322								

### （3）介護分

所得割額		均等割額		平等割額		算出税額 (A)
税率	税額	税率(円)	税額	税率(円)	税額	
		人数		世帯数		
1.85	25,683	12,600	27,002			52,685
		2,143				

低所得者軽減		限度額超過額		その他軽減		月割増減 (E)	減免税額 (F)	調定額 (A)-(B)-(C)- (D)-(E)-(F)
世帯数	軽減額 (B)	世帯数	軽減額 (C)	世帯数	軽減額 (D)			
被保険者数								
1,054	7,750	11	852	0	0	2,820	0	41,263
1,143								

## 3 令和2年度収納率

### 国民健康保険税

（単位：千円・％）

区分	予算額	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	前年度 収納率
合計	625,647	692,733	634,637	295	57,801	91.6	92.3
現年度分	609,097	630,122	617,396	0	12,726	98.0	98.0
滞納繰越分	16,550	62,611	17,241	295	45,075	27.5	21.8

## 新型コロナウイルス感染症に関連した国民健康保険税の減免

### 1 対象世帯の要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯
  - ア 主たる生計維持者の当該年の事業収入や給与収入等のいずれかが前年に比べて3割以上減少する見込みであること。
  - イ 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
  - ウ 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

### 2 保険税の減免額

- (1) 上記の対象世帯の要件(1)に該当する場合  
⇒ 全額
- (2) 上記の対象世帯の要件(2)に該当する場合  
⇒ 前年の所得金額により10割から2割までの額  
※前年の所得金額が0円以下の場合は減免の対象外

### 3 保険税の減免の状況

#### 【令和元年度分】

	件数	本来税額	減免決定額
申請	14件	1,004,300円	608,600円
承認	14件	1,004,300円	608,600円
不承認	0件	0円	0円

#### 【令和2年度分】

	件数	本来税額	減免決定額
申請	54件	12,093,500円	6,010,200円
承認	44件	11,074,400円	6,010,200円
不承認	10件	1,019,100円	0円

#### 【令和3年度分】

※令和3年11月10日現在

	件数	本来税額	減免決定額
申請	14件	2,542,200円	1,678,400円
承認	14件	2,542,200円	1,678,400円
不承認	0件	0円	0円